

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第94号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 分べん介助料</p> <p>ア 診療時間（月曜日から金曜日までは8時30分から17時15分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん <u>14,000点</u>（人工流産の場合にあつては、<u>14,700点</u>）</p> <p>イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。）及び深夜（22時から翌日の6時までの間をいう。以下同じ。）を除く。）における分べん <u>15,000点</u>（人工流産の場合にあつては、<u>15,750点</u>）</p> <p>ウ 休日又は深夜における分べん <u>16,000点</u>（人工流産の場合にあつては、<u>16,800点</u>）</p> <p>エ 多胎分べん（人工流産の場合を除く。）の場合は、アからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める点数（人工流産の場合を除く。以下エにおいて「所定点数」という。）に、第2児以下1児につき所定点数の100分の50に相当する点数を加算した点数とする。</p> <p>オ 多胎分べん（人工流産の場合に限る。）の場合は、アからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める点数（人工流産の場合に限る。以下オにおいて「所定点数」という。）に、第2児以下1児につき所定点数の100分の50に相当する点数に<u>100分の105を乗じて得た点数</u>を加算した点数とする。</p> <p>(12)～(23) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 分べん介助料</p> <p>ア 診療時間（月曜日から金曜日までの5日間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める目を除く。）の8時30分から17時15分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん <u>17,000点</u>（人工流産の場合にあつては、<u>17,850点</u>）</p> <p>イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。）及び深夜（22時から翌日の6時までの間をいう。以下同じ。）を除く。）における分べん <u>18,000点</u>（人工流産の場合にあつては、<u>18,900点</u>）</p> <p>ウ 休日又は深夜における分べん <u>19,000点</u>（人工流産の場合にあつては、<u>19,950点</u>）</p> <p>エ 多胎分べん（人工流産の場合を除く。）の場合は、アからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める点数（人工流産の場合を除く。以下エにおいて「所定点数」という。）に、第2児以下1児につき所定点数の100分の50に相当する点数に<u>1,500点を加えた点数</u>を加算した点数とする。</p> <p>オ 多胎分べん（人工流産の場合に限る。）の場合は、アからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める点数（人工流産の場合に限る。以下オにおいて「所定点数」という。）に、第2児以下1児につき所定点数の100分の50に相当する点数に<u>1,575点を加えた点数</u>を加算した点数とする。</p> <p>(12)～(23) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。